

# 平成27年度 第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会 ＜資料＞

## ＜委員名簿＞

- 平成27年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

## ＜参 考＞

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

## ＜議 事＞

「ドラッグコスモス島崎店」に対する意見について

- ◎ (資料1-1) 市の意見案と考え方 … 1～6
- (資料1-2) 建物位置図 … 7
- (資料1-3) 周辺見取図 … 8
- (資料1-4) 平面図兼配置図 … 9
- (資料1-5) 動線計画図1 … 10
- (資料1-6) 動線計画図2 … 11
- (資料1-7) 緑化計画図 … 12
- (資料1-8) 立面図 … 13

平成27年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏名	出席者	備考
1	熊本市	農水商工局 次長	境 信良	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	森 教烈	代理	中村孝男
6	熊本市	危機管理防災総室長	小原 祐治	本人	
7		市民協働課長	清田 光治	代理	除野 りえ
8		青少年育成課長	上原 章広	代理	城下 宗一郎
9		環境政策課長	森 博之	本人	
10		環境共生課長	岩橋 功二	代理	田尻 一誠
11		水保全課長	山本 光洋	代理	津田 竜次
12		ごみ減量推進課長	小崎 昭也	代理	八浪 哲也
13		商工振興課長（所管課）	松田 公德	本人	
14		交通政策総室長	田中 隆臣	代理	上原 貴智
15		都市政策課長	宮崎 裕章	本人	
16		建築指導課長	下田 誠至	代理	白石 貴光
17		開発景観課長	正源司 繁	代理	川崎 栄二
18	土木管理課長	園田 昇	代理	服部 純児	



「ドラッグコスモス島崎店」に対する市の意見案と考え方

**新 設**

1. 店舗名称：ドラッグコスモス島崎店
2. 所在地：熊本市中央区島崎一丁目244番1
3. 届出内容：新設
  - (1) 設置者：株式会社コスモス薬品（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号）
  - (2) 小売業者：株式会社コスモス薬品（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号）
  - (3) 新設年月日：平成28年5月31日
  - (4) 店舗面積：1,365㎡
  - (5) 駐車場台数：54台
  - (6) 駐輪場台数：17台
  - (7) 荷さばき施設面積：40㎡
  - (8) 廃棄物保管施設容量：13㎡
  - (9) 営業時間：10:00～22:00
  - (10) 駐車場利用可能時間帯：9:30～22:30
  - (11) 駐車場の出入口の数：2箇所
  - (12) 荷さばき可能時間帯：24時間

4. 手続状況：

届出日	縦覧期間	市意見通知期限
平成27年9月30日	平成27年10月9日～平成28年2月9日	平成28年5月30日

5. 意見等：

○・・・あり  
×・・・なし

住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	
×	×	×	○	
県警交通規制課	危機管理防災総室	市民協働課	青少年育成課	
○	×	○	×	
環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商工振興課
○	○	×	×	○
交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課
×	×	×	×	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

担当課	県交通規制課
1	<p><b>指摘内容</b></p> <p>【項目No.4(2)関連】 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため。</p>
	<p><b>設置者回答</b></p> <p>オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。</p>
	<p><b>取扱</b></p> <p>留意事項として付記 ----- → (1)</p>

担当課	商工振興課
2	<p><b>指摘内容</b></p> <p>【項目No.7(6)関連】 荷さばき車両だけでなく、廃棄物等の回収車も通学路を経路とするため、通学時間帯を避けた運行計画とすること。 (理由) 廃棄物等の回収時間帯が午前8時から午後6時までとされているため(P22)。</p>
	<p><b>設置者回答</b></p> <p>廃棄物等の回収業者へ通学時間帯を避けた運行計画とするよう協力を呼びかけてまいります。</p>
	<p><b>取扱</b></p> <p>記載しない -----</p>

2. 騒音の発生に係る事項

担当課	環境政策課
3	<p><b>指摘内容</b></p> <p>【項目No.2関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届出を、騒音特定施設を設置する30日前までに提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機(原動力の定格出力が2.25 kw以上のもの)の設置が予定されているため。</p>
	<p><b>設置者回答</b></p> <p>騒音特定施設に該当する設備機器は、設置する30日前までに届出を行います。 →対応済み</p>
	<p><b>取扱</b></p> <p>記載しない -----</p>

4	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.4関連】 夜間や早朝における、荷さばき作業に伴い発生する騒音及び搬出入車両や来客車両の走行音に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺の生活環境の保全に努められるようお願いいたします。 (理由) 夜間及び早朝における、荷捌き作業で発生する騒音により、苦情が発生する恐れがあるため。(特に、騒音レベルの最大値の予測結果が、環境基準を超過している予測地点A、B及びC)
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。
	取扱	留意事項として付記 ----- → (2)

### 3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

### 4. 街並みづくり等への配慮等

5	担当課	商工振興課
	指摘内容	【項目No.1(2)関連】 立面図について、カラー図面の提出をお願いする。 (理由) 建物の色彩やデザインの調和について、景観への配慮を確認するため。
	設置者回答	カラーの立面図を提出します(別添図面参照)。
	取扱	記載しない -----

6	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 事前協議時に協議した緑地の確保をお願いします。緑地面積の明示をお願いします。 (理由) 図面上で緑化面積が不明な為。
	設置者回答	緑地については、事前協議の通り敷地内に芝張り52㎡、壁面緑化で197.2㎡、計249.2㎡を確保する予定です。 緑地面積を示した図面を提出します(別添図面参照)。
	取扱	記載しない -----

7	担当課	学識経験者(磯田教授)
	指摘内容	街並みづくり等への配慮として ・なお一層の緑化をお願いしたい。 ・壁面緑化等努力されているが、駐車場の空スペースに芝生や樹木の植栽をお願いしたい。
	設置者回答	緑地面積については、環境共生課と協議の上、必要な面積を確保した計画としておりました。 ご指摘を踏まえ対応を検討した結果、今回は、工事も完了していることから、空きスペースにプランターを設置することで、可能な範囲で最大限の緑化に努めることといたします。
	取扱	記載しない -----

8	担当課	商工振興課
	指摘内容	【項目No.1(6)関連】 屋外照明及び広告塔照明の配置計画を示すこと。 (理由) 光害が発生しない手立てがなされているか不明確であるため。
	設置者回答	広告塔照明配置図を提出いたします(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

9	担当課	市民協働課
	指摘内容	【項目No.1(8)関連】 駐車場等店舗外への防犯カメラ設置の際は、可能な限り歩道まで撮影可能な角度での設置にご協力をお願いしたい (理由) 犯罪防止のため
	設置者回答	防犯カメラの設置にあたっては、可能な限り歩道まで撮影可能な角度となるよう努めます。
	取扱	記載しない

### Ⅲ. その他指摘事項

10	担当課	西部土木センター総務課
	指摘内容	南側市道(新町3丁目島崎1丁目第2号線)の道路後退部(任意後退部)については、路面の段差を無くし、通行車両への支障がないように施すこと。また、道路線形の段差が生じる箇所について、段差となる部分に安全施設(防護柵・道路反射鏡等)を設置すること。 (理由) 道路の安全確保と交通の円滑のため。
	設置者回答	南側市道(新町3丁目島崎1丁目第2号線)の道路後退部(任意後退部)については、路面の段差を無くし、通行車両への支障がないように施しております。 また、道路線形の段差が生じる箇所については、当該箇所付近への道路標識の移設を計画していることから、現時点で安全施設の設置は予定しておりませんが、道路の安全確保と交通の円滑のため、移設協議の中で検討を進めていきたいと考えております。
	取扱	記載しない

11	担当課	西部土木センター総務課
	指摘内容	任意後退により既設市道内の電柱及び道路標識が交通へ支障するため敷地内へ移設を行うこと。 また、案内表示看板についても敷地内設置すること。 (理由) 道路の安全確保と交通の円滑のため。
	設置者回答	既設市道内の電柱及び道路標識については、関係機関と協議の上、移設を予定しております。 →対応済み
	取扱	記載しない

12	担当課	西部土木センター総務課
	指摘内容	任意後退部と既設市道内の管理が明確になるよう施すこと。 (理由) 道路管理の明確化と保全のため。
	設置者回答	任意後退部と既設市道については、境界部分に鋸を打ち、明確にいたします。
	取扱	記載しない

13	担当課	商工振興課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

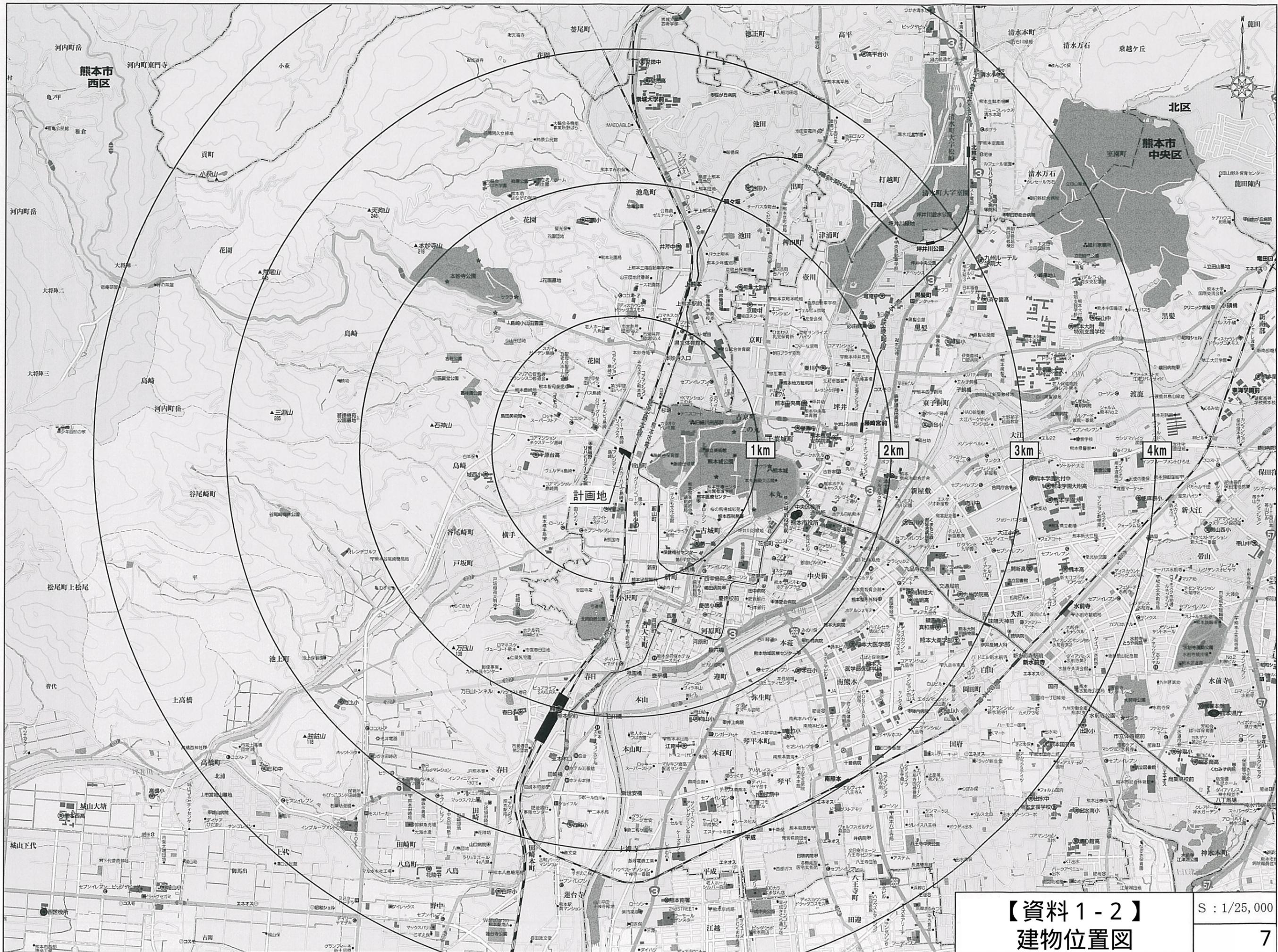
## 7. 市の意見案

### 【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

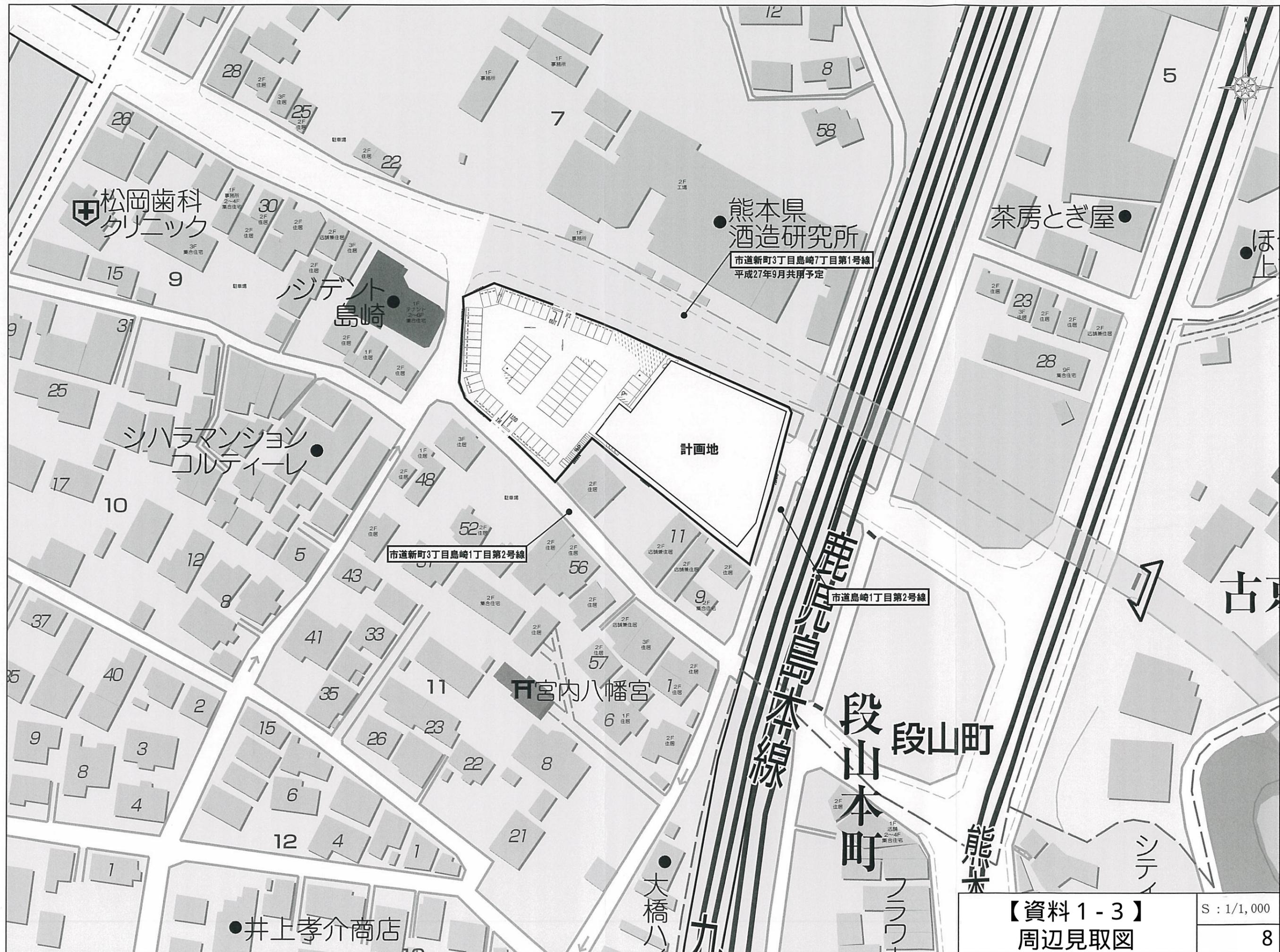
### 【留意事項】

- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 夜間及び早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺的生活環境の保全に努めること。
- (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。



【資料1-2】  
建物位置図

S : 1/25,000

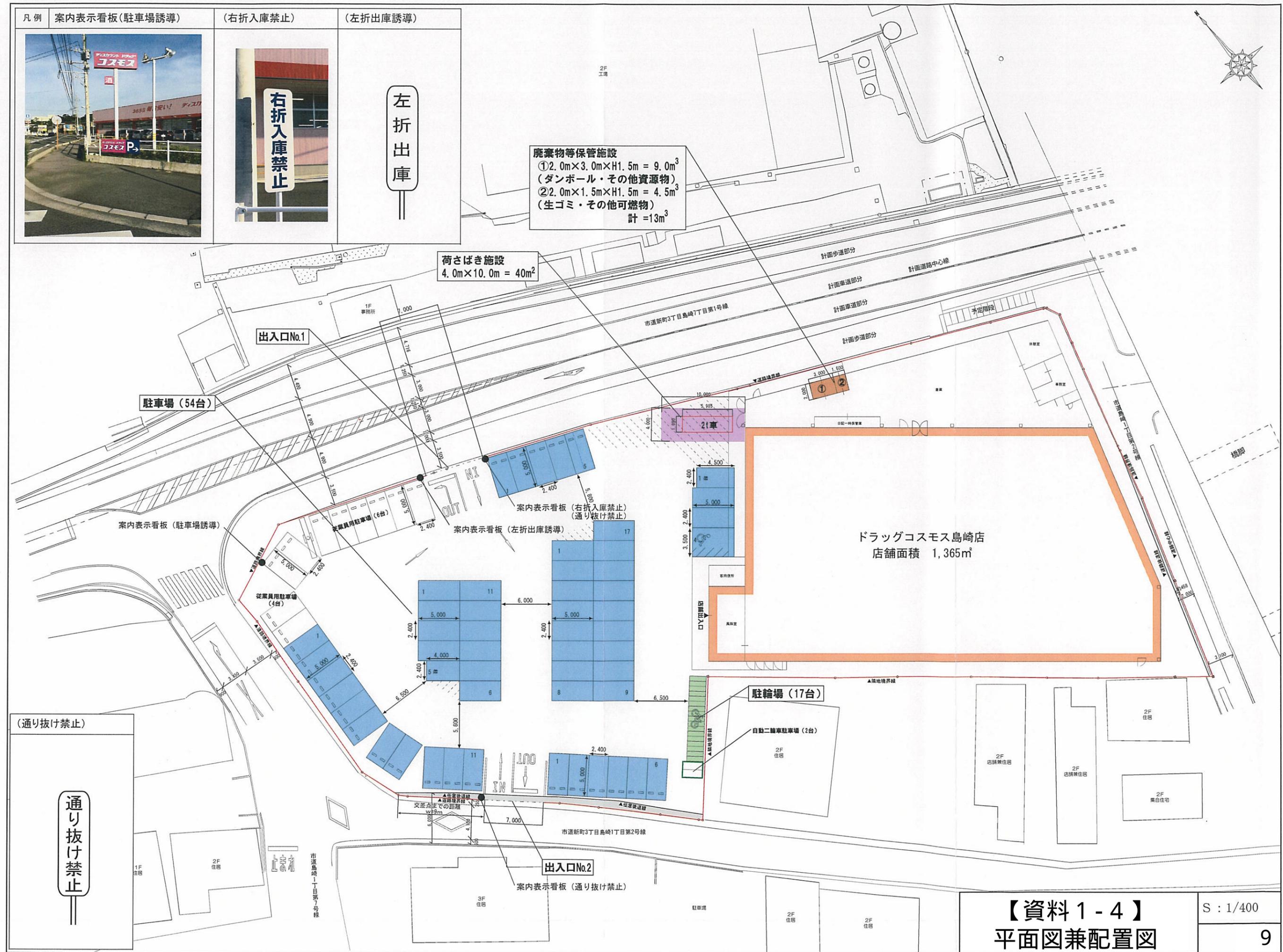


【資料1-3】  
周辺見取図

凡例	案内表示看板(駐車場誘導)	(右折入庫禁止)	(左折出庫誘導)
			

廃棄物等保管施設  
 ①2.0m×3.0m×H1.5m = 9.0m<sup>3</sup>  
 (ダンボール・その他資源物)  
 ②2.0m×1.5m×H1.5m = 4.5m<sup>3</sup>  
 (生ゴミ・その他可燃物)  
 計 = 13m<sup>3</sup>

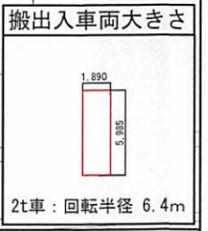
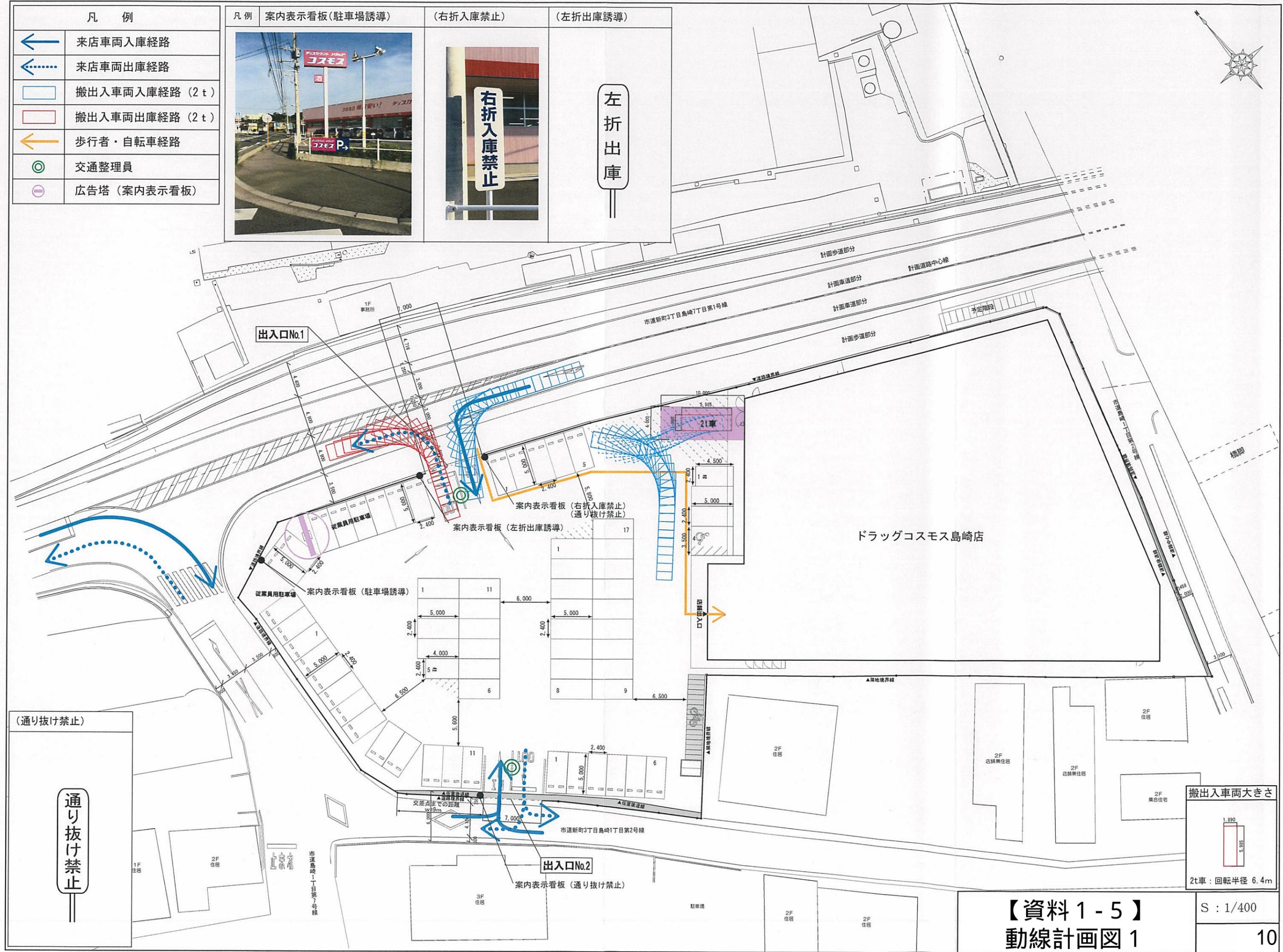
荷さばき施設  
 4.0m×10.0m = 40m<sup>2</sup>



(通り抜け禁止)  
 通り抜け禁止

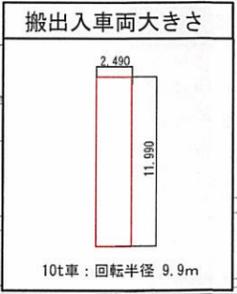
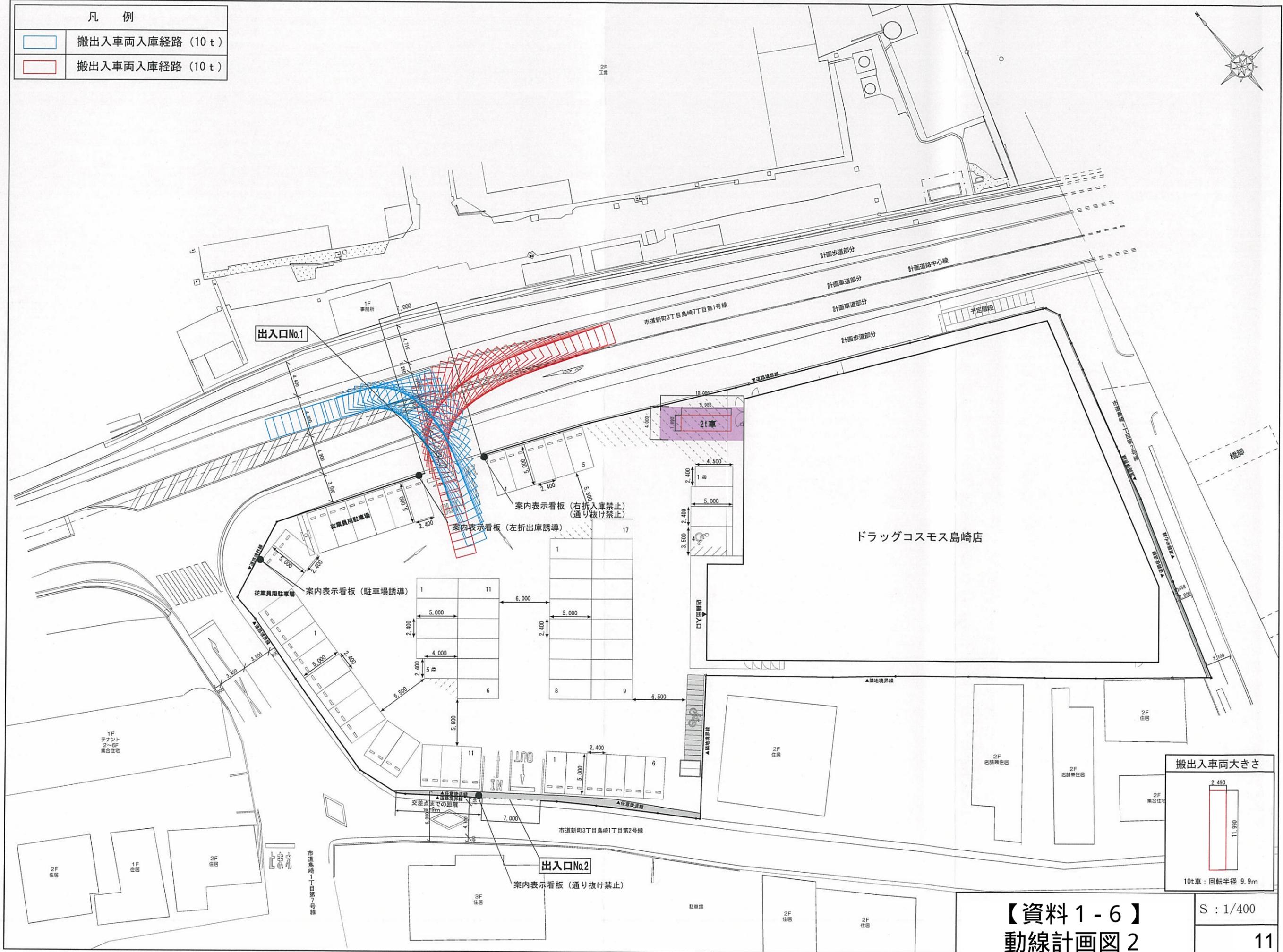
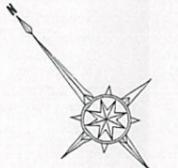
凡 例	
	来店車両入庫経路
	来店車両出庫経路
	搬出入車両入庫経路 (2t)
	搬出入車両出庫経路 (2t)
	歩行者・自転車経路
	交通整理員
	広告塔 (案内表示看板)

凡例	案内表示看板(駐車場誘導)	(右折入庫禁止)	(左折出庫誘導)



【資料 1 - 5】  
動線計画図 1

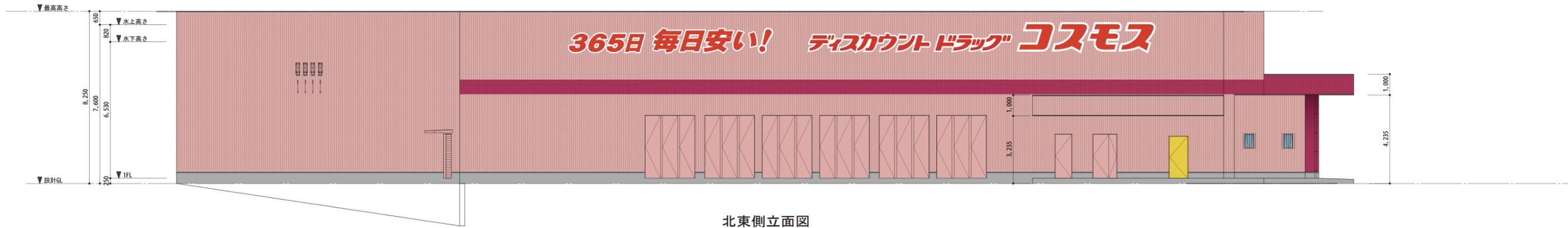
凡 例	
	搬出入車両入庫経路 (10 t)
	搬出入車両入庫経路 (10 t)



【資料 1 - 6】  
動線計画図 2

S : 1/400

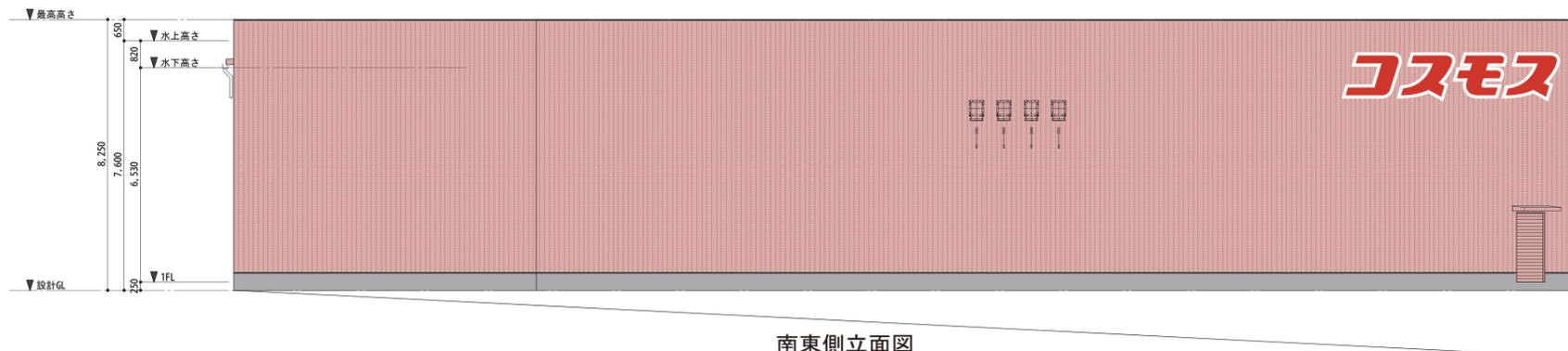




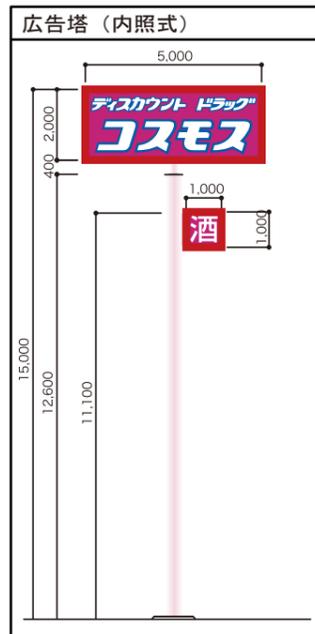
北東側立面図



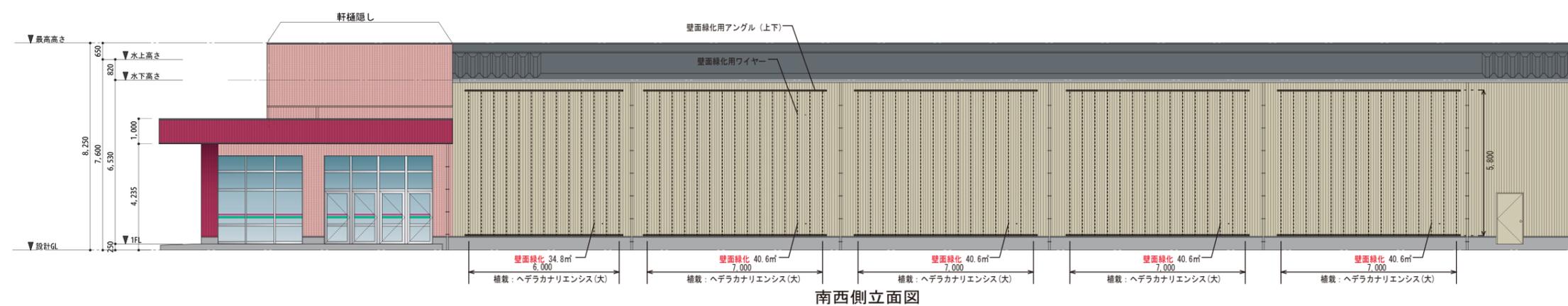
北西側立面図



南東側立面図



- コスモスピंक 彩度 6 以下  
(参考色 トウカイカラー OGL1077)  
マンセル値 3.87R7.47/5.54
- コスモスピंक  
(参考色 トウカイカラー 6GL1115)  
マンセル値 9.30R4.18/11.50
- イエロー  
(参考色 日産工 Y25-80W)  
マンセル値 5Y8/13
- アイボリー  
(参考色 トウカイカラー GL-Y21)  
マンセル値 5.5Y7.6/1.7



南西側立面図